

議案第 70 号

一関市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について

一関市まち・ひと・しごと創生基金条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第 1 条 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に要する経費の財源に充てるため、一関市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、設置の目的に従い使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

一 関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

一関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

一関市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年一関市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 において「1 歳 6 か月到達日」という。）（<u>同条</u></p> <hr/> <p><u>の規定に該当する場合にあっては、2 歳</u></p> <hr/> <p><u>に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 において「1 歳 6 か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権</u></p>

者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

するもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

_____ 当該子の1
_____ 歳6か月到達日

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

_____次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当し

㉔ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合）あつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合）あつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

㉕ [略]

（非常勤職員がその養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の

とする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合）あつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合）あつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

㉕ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合）あつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合）あつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

㉖ [略]

㉖ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合）あつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（非常勤職員がその養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が

1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号

のいずれにも該当するとき
とする。

(1)・(2) [略]

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）
第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情

、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) [略]

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）
第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情

は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6)・(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) [略]

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月

は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5)・(6) [略]

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) [略]

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月

以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) [略]

以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 72 号

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

一関市長 佐藤 善 仁

一関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

一関市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 29 年一関市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の適用)</p> <p>第 2 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域である市の区域（令和 3 年 3 月 31 日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 33 条第 1 項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第 42 条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては、同条の規定を適用しないとしたならば法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 41 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）のうち法第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）<u>第 12 条第 3 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の中欄</u>の規定の適用を受ける製造業、情報</p>	<p>(課税免除の適用)</p> <p>第 2 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域である市の区域（令和 3 年 3 月 31 日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 33 条第 1 項の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて法第 42 条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては、同条の規定を適用しないとしたならば法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 41 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）のうち法第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつて市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）<u>第 12 条第 4 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の中欄</u>の規定の適用を受ける製造業、情報</p>

サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定するものをいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）を行う者が、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、当該事業の用に供する設備で租税特別措置法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした場合は、特別償却設備を設置した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

(1)・(2) [略]

サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定するものをいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）を行う者が、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、当該事業の用に供する設備で租税特別措置法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした場合は、特別償却設備を設置した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

一 関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

一 関市長 佐 藤 善 仁

一 関市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

一 関市放課後児童クラブ条例（平成 18 年一関市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="163 839 501 885">名称</th><th data-bbox="501 839 1093 885">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="163 885 501 932">[略]</td><td data-bbox="501 885 1093 932"></td></tr><tr><td data-bbox="163 932 501 978">滝沢児童クラブ</td><td data-bbox="501 932 1093 978">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="163 978 501 1024">大東児童クラブ</td><td data-bbox="501 978 1093 1024">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="163 1024 1093 1070">[略]</td><td data-bbox="501 1024 1093 1070"></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		滝沢児童クラブ	[略]	大東児童クラブ	[略]	[略]		<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1128 839 1467 885">名称</th><th data-bbox="1467 839 2060 885">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1128 885 1467 932">[略]</td><td data-bbox="1467 885 2060 932"></td></tr><tr><td data-bbox="1128 932 1467 978">滝沢児童クラブ</td><td data-bbox="1467 932 2060 978">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1128 978 1467 1024"><u>花泉児童クラブ</u></td><td data-bbox="1467 978 2060 1024"><u>一関市花泉町涌津字下原 304 番地</u></td></tr><tr><td data-bbox="1128 1024 1467 1070">大東児童クラブ</td><td data-bbox="1467 1024 2060 1070">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1128 1070 2060 1117">[略]</td><td data-bbox="1467 1070 2060 1117"></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		滝沢児童クラブ	[略]	<u>花泉児童クラブ</u>	<u>一関市花泉町涌津字下原 304 番地</u>	大東児童クラブ	[略]	[略]	
名称	位置																						
[略]																							
滝沢児童クラブ	[略]																						
大東児童クラブ	[略]																						
[略]																							
名称	位置																						
[略]																							
滝沢児童クラブ	[略]																						
<u>花泉児童クラブ</u>	<u>一関市花泉町涌津字下原 304 番地</u>																						
大東児童クラブ	[略]																						
[略]																							
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																							

附 則

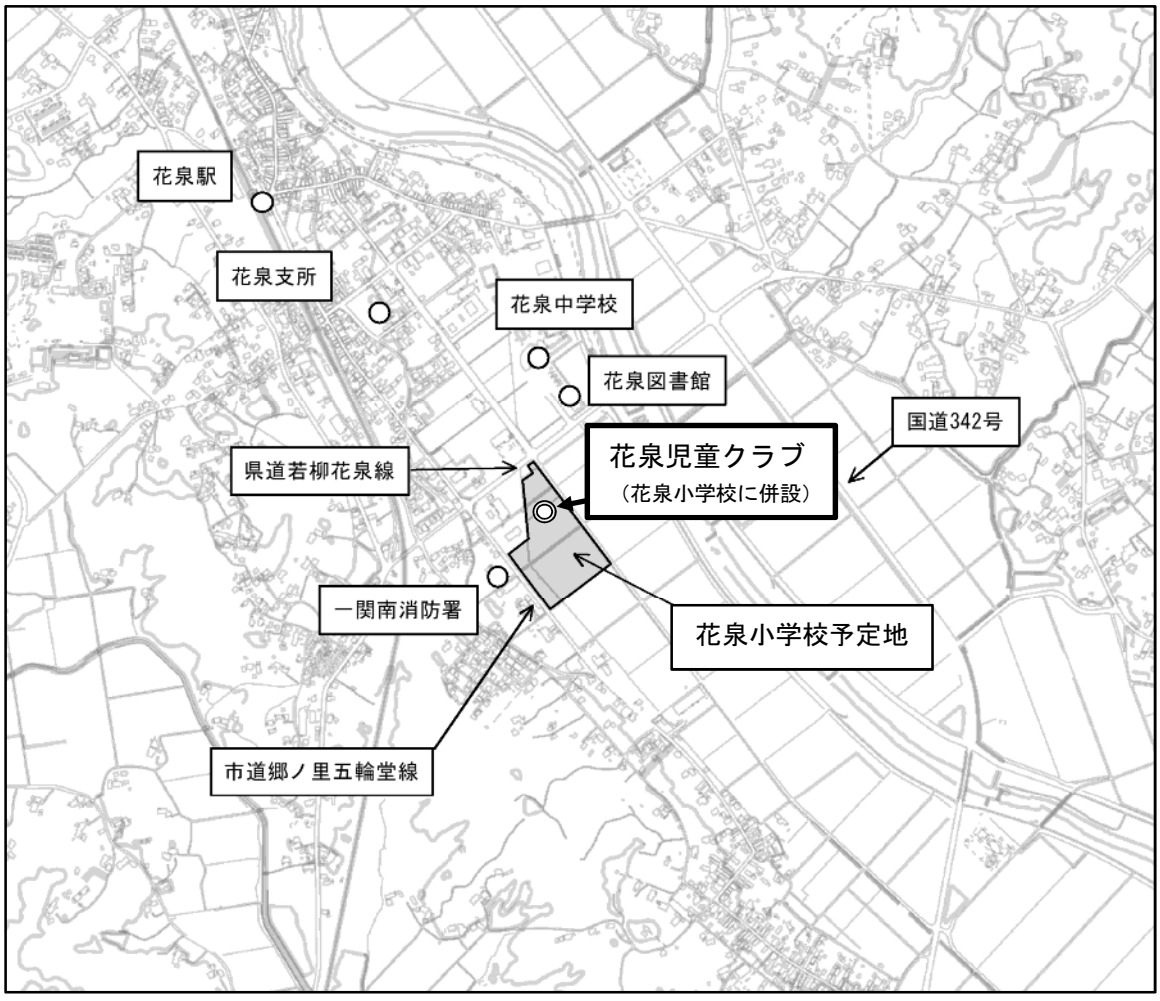
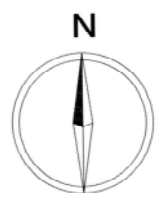
(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

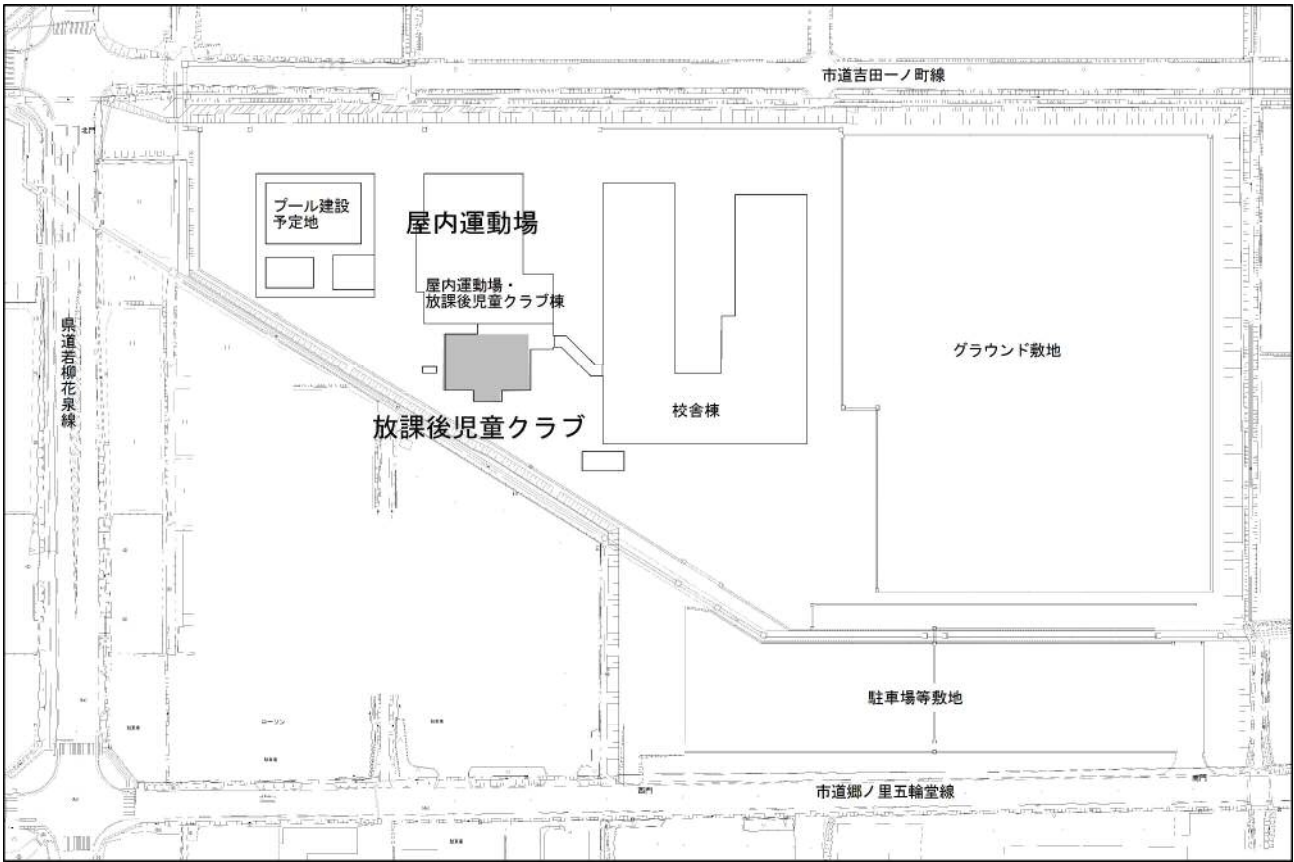
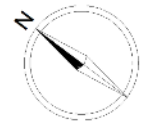
(準備行為)

2 この条例による改正後の一関市放課後児童クラブ条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

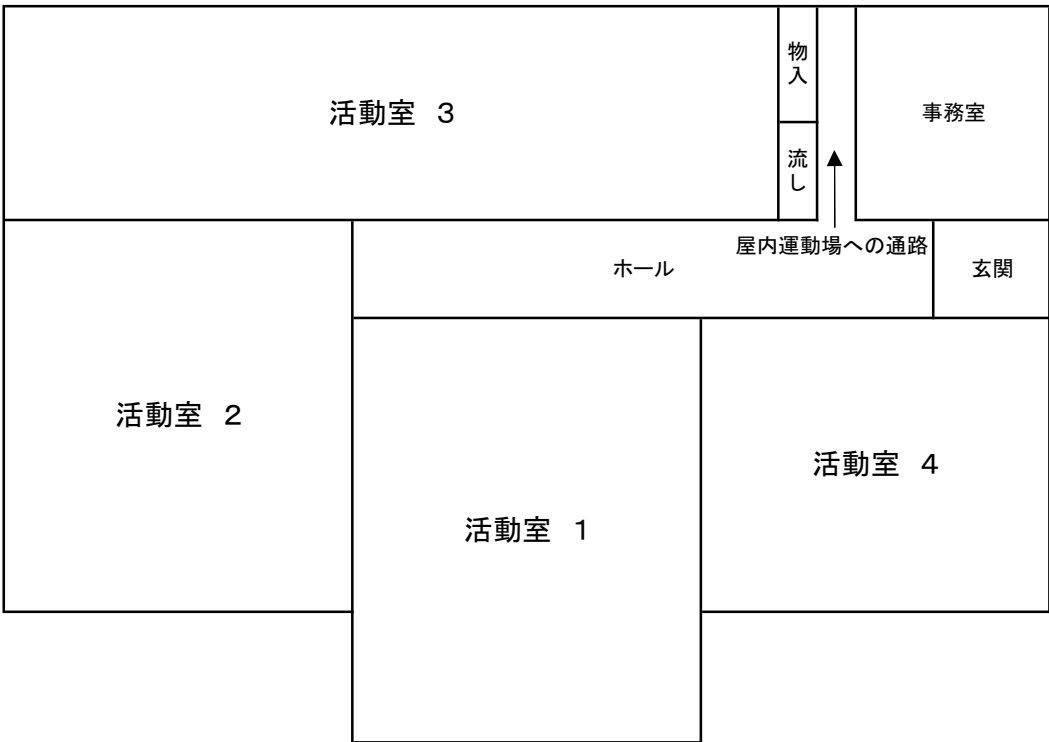
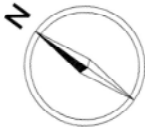
位 置 図



配 置 図



平 面 図



議案第 74 号

一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

一関市長 佐 藤 善 仁

一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例

一関市立幼稚園条例（平成 17 年一関市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
(設置)	(設置)																												
第 2 条 市立幼稚園を次のとおり設置する。	第 2 条 市立幼稚園を次のとおり設置する。																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市立真滝幼稚園</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>一関市立巖美幼稚園</td> <td>一関市巖美町字鴻ノ巣 161 番地 1</td> </tr> <tr> <td>一関市立赤荻幼稚園</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>一関市立萩荘幼稚園</td> <td>一関市萩荘字境ノ神 237 番地 1</td> </tr> <tr> <td>一関市立狐禅寺幼稚園</td> <td>一関市狐禅寺字小倉沢 100 番地 1</td> </tr> <tr> <td>一関市立弥栄幼稚園</td> <td>一関市弥栄字茄子沢 236 番地 24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		一関市立真滝幼稚園	[略]	一関市立巖美幼稚園	一関市巖美町字鴻ノ巣 161 番地 1	一関市立赤荻幼稚園	[略]	一関市立萩荘幼稚園	一関市萩荘字境ノ神 237 番地 1	一関市立狐禅寺幼稚園	一関市狐禅寺字小倉沢 100 番地 1	一関市立弥栄幼稚園	一関市弥栄字茄子沢 236 番地 24	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一関市立真滝幼稚園</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>一関市立赤荻幼稚園</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		一関市立真滝幼稚園	[略]	一関市立赤荻幼稚園	[略]	[略]	
名称	位置																												
[略]																													
一関市立真滝幼稚園	[略]																												
一関市立巖美幼稚園	一関市巖美町字鴻ノ巣 161 番地 1																												
一関市立赤荻幼稚園	[略]																												
一関市立萩荘幼稚園	一関市萩荘字境ノ神 237 番地 1																												
一関市立狐禅寺幼稚園	一関市狐禅寺字小倉沢 100 番地 1																												
一関市立弥栄幼稚園	一関市弥栄字茄子沢 236 番地 24																												
[略]																													
名称	位置																												
[略]																													
一関市立真滝幼稚園	[略]																												
一関市立赤荻幼稚園	[略]																												
[略]																													
備考 改正部分は、下線の部分である。																													

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。